



答申第641号
平成29年6月2日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成29年6月2日付け神保高国第915号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民健康保険第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療レセプトデータの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」に基づく保健事業実施計画（データヘルス計画）の第2期計画の策定に当たり、兵庫県後期高齢者医療広域連合より後期高齢者医療レセプトデータを収集することは、神戸市域における後期高齢者も見据えた健康課題を明らかにし、より効果的で効率的な保健事業計画の策定に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

国民健康保険第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療レセプトデータの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【後期高齢者医療制度診療報酬明細（レセプト）情報】

- ・医療機関コード
- ・診療科
- ・保険者番号
- ・被保険者番号（記号・番号）
- ・生年月日（西暦）
- ・性別
- ・処理月
- ・診療月
- ・入院・外来
- ・入院年月日
- ・診療実日数
- ・決定点数
- ・食事回数
- ・食事基準額

◎疾病コード



答 申 第 6 4 2 号
平成 29 年 6 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、平成 29 年 6 月 2 日付け神保高介第 1042 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

国民健康保険第 2 期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療レセプトデータ及び要介護認定情報の送信について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 国民健康保険第 2 期データヘルス計画の策定に当たり、委託先事業者には後期高齢者医療レセプトデータ及び要介護認定データを追加提供して統計処理を行わせるために、既設の VPN 専用回線によるオンライン結合を利用することは、個人情報漏えいのリスク軽減や、作業効率の向上に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。
また、電子計算機結合により、個人情報を提供する委託先事業者に対しては、提供する個人情報が適正に取扱われるよう、必要な措置を講じられたい。

国民健康保険第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療レセプトデータ及び要介護認定情報の送信について
(条例第12条「電子計算機処理の結合の制限」に関して)

【後期高齢者医療制度診療報酬明細（レセプト）情報】

- ・ 医療機関コード
- ・ 診療科
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者番号（記号・番号）
- ・ 生年月日（西暦）
- ・ 性別
- ・ 処理月
- ・ 診療月
- ・ 入院・外来
- ・ 入院年月日
- ・ 診療実日数
- ・ 決定点数
- ・ 食事回数
- ・ 食事基準額
- ・ 疾病コード

【介護認定情報】

- ・ 介護被保険者番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 被保険者番号（国保・後期）
- ・ 保険者番号
- ・ 住基個人番号
- ・ 要介護状態区分